

町有林素材生産事業仕様書

1 伐採

- (1) 伐採率は30%以上とすること。
- (2) 伐採にあたっては、残存立木及び伐採木に損傷を与えないこと。
- (3) 存置すべき立木にかかり木が生じ、これを伐採する必要がある場合には監督員の指示を受けること。
- (4) 次の場合は必ず監督員の指示を受けて行うこと。
 - ① つるがらみ、枝がらみ等の立木を伐採する場合
 - ② かかり木を処理する場合
 - ③ 集運材設備の近くで伐採する場合
 - ④ その他特別な危険が予想される場合
 - ⑤ 葉枯らし生産を行う場合

2 採材

納入先の採材基準によること。

3 集運搬

- (1) 間伐材を搬出すること。
- (2) 集運材作業にあたっては、これに利用する立木及びその通路に接する立木の損傷を防止するため、トタン板、古タイヤ、枝条等を利用してその樹幹を保護すること。
- (3) 集運材作業、土場の作設等の作業の支障となる立木の処理については、監督員の指示を受けること。

4 販売

販売にあたっては、直近の岩手県森林組合連合会丸太標準価格を参考とし、相当の販売金額の確保に努めること。

5 その他の事項

- (1) 溪流・沢沿いについては伐出道や土場としての使用を避けるとともに、やむを得ず重機で横断する際には特に注意し、水質保持に努めるとともに、残材を残さないよう配慮すること。
- (2) 希少動植物を発見した際は速やかに報告し、町の指示を受けること。
- (3) 次の場合には、監督員にその事由を申し出て、指示を受けること。
 - ① 町有地を利用して作業道、土場、作業員休憩所等の施設を建設、若しくは撤去する場合
 - ② この仕様書により難しい場合
- (4) 製材用の製品とならない丸太については、パルプとして生産すること。
- (5) 事業箇所は全域において「住田町森林認証グループ」加入林であることから、FSC 森林管理認証の各種規定に加え、「住田町森林認証グループ」が各種のチェックリスト等において求める要件を遵守して作業すること。特に、チェーンソー使用の際には植物性のチェーンオイルを使用する等、環境に配慮した施業を行うこと。